

別添資料6 【臨時雇用職員の休暇制度等（令和2年4月～）】

○勤務しないことの承認

名称	対象者	期間・日数等	給与の取扱い	備考
献血にかかる承認	本法人の敷地内で赤十字血液センターの実施する献血に協力する教職員	必要と認める時間	有給	

○休暇

名称	対象者	期間・日数等	給与の取扱い	備考
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	必要最小限度の期間	有給	申請は1日単位
感染症予防法による交通遮断にかかる休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
天災等による交通遮断にかかる休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
天災等による住居損壊にかかる休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害により現住居が滅失し、又は損壊した教職員	7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間	有給	

事故等交通遮断にかかる休暇	その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	必要と認める時間	有給	
公民権行使にかかる休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する教職員 (衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長(以下「公職」という)の選挙に立候補する場合を除く)	必要と認める期間又は時間	有給	
裁判員等従事にかかる休暇	国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署に裁判員、証人、鑑定人、参考人としての職務その他公の職務に従事する教職員(公職に従事する場合を除く)	当該業務に従事する期間又は時間	有給	
生理休暇	生理日に勤務することが著しく困難な教職員	請求した期間	契約期間中2回、1回につき休日を含んで引き続いた2日まで有給 (これを超える場合は無給)	申請は1日単位

妊婦通院休暇	妊娠中に保健指導又は健康診査を受ける教職員	次に掲げる回数の保健指導又は健康診査をうけるために必要な時間 妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回 妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に 1 回 妊娠 36 週から出産まで 1 週間に 1 回	有給	
妊婦通勤緩和休暇	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められる妊娠中の教職員	所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて各々 30 分以内で必要と認められる時間	有給	
妊娠障害休暇	妊娠に起因する体調不良等のため勤務することが著しく困難である教職員 (週 3 日以上勤務の者に限る)	1 回の妊娠につき 2 週間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給	申請は原則として連続する 2 週間（休日は通算しない） ただし、特に必要と認められる場合は 14 日の範囲内で 1 日単位で申請可
産前休暇	6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である教職員	出産の日までの申し出た期間	有給	
産後休暇	出産した教職員	出産の日の翌日から、産前休暇の取得の開始日から計算して 16 週間（多胎妊娠の場合に	有給	

		あつては、24 週間) を経過するまでの期間		
産婦通院休暇	産後 1 年以内で保健指導又は健康診査を受ける教職員	医師又は助産師が指示する保健指導又は健康診査を受けるのに必要な時間	有給	
育児時間休暇	生後 1 歳 6 月に達しない子を育てる教職員	1 日 2 回合わせて 90 分を超えない範囲内で必要と認められる時間	有給	申請は 30 分又は 45 分単位
子の看護休暇	中学校就学の始期に達しない子を養育する教職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる教職員 (週 3 日以上勤務の者に限る)	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日 (対象の子が 2 人以上の場合は 10 日) を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給	申請は 1 日単位、半日単位又は 1 時間単位 ※1 時間単位の申請は、1 日の所定勤務時間数が日によって変動せず、かつその勤務時間数が 4 時間以上の者のみ可 ※半日単位の申請は、1 時間単位での申請ができない者について、所定勤務時間数が 4 時間以上の日に限り可
介護休暇	要介護状態にある家族の介護その他の世話をを行う教職員のうち、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる教職員	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間につき 5 日 (要介護者が 2 人以上の場合は 10 日) を	有給	申請は 1 日単位、半日単位又は 1 時間単位 ※1 時間単位の申請は、1 日の所定勤務時間数が

	(週3日以上勤務の者に限る)	超えない範囲内で必要と認める期間		日によって変動せず、かつその勤務時間数が4時間以上の者のみ可 ※半日単位の申請は、1時間単位での申請ができない者について、所定勤務時間数が4時間以上の日に限り可																													
結婚休暇	結婚する教職員 (週3日以上勤務の者に限る)	入籍の日又は挙式の日から1週間前の日から6月を経過するまでの間につき6日	有給	申請は連続する6日間 (休日は通算しない)																													
忌引休暇	忌引の教職員	死亡した者に応じて、下表に掲げる日数 <table border="1" data-bbox="1093 831 1469 1193"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死亡した者</th> <th colspan="2">期間</th> </tr> <tr> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>8日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>8日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>孫、曾孫</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>伯叔父母</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>甥、姪、いとこ</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	期間		血族	姻族	配偶者	10日		父母	8日	3日	子	8日	3日	祖父母、曾祖父母	3日	1日	孫、曾孫	1日	—	兄弟姉妹	3日	1日	伯叔父母	1日	1日	甥、姪、いとこ	1日	—	有給	申請は請求した日を起算とし、葬儀等の日を含んだ連続する日数(休日も通算)
死亡した者	期間																																
	血族	姻族																															
配偶者	10日																																
父母	8日	3日																															
子	8日	3日																															
祖父母、曾祖父母	3日	1日																															
孫、曾孫	1日	—																															
兄弟姉妹	3日	1日																															
伯叔父母	1日	1日																															
甥、姪、いとこ	1日	—																															
配偶者分べん休暇	配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる教職員	配偶者の分べんにかかる入院等の日から当該分べんの日後2	有給	申請は1日単位又は1時間単位																													

		週間を経過するまでの期間につき3日		※1時間単位の申請は、1日の所定勤務時間数が日によって変動せず、かつその勤務時間数が4時間以上の者のみ可
育児参加休暇	配偶者が分べんする場合において、その分べんにかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる教職員 (週3日以上勤務の者に限る)	産前産後の期間における16週(多胎妊娠の場合は24週)につき5日	有給	申請は1日単位又は1時間単位 ※1時間単位の申請は、1日の所定勤務時間数が日によって変動せず、かつその勤務時間数が4時間以上の者のみ可
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが適当であると認められる教職員 (週3日以上勤務の者に限る)	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間	有給	1日の所定勤務時間に満たない時間数で取得した場合、1日取得したものとみなす
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、	必要と認められる期間	有給	

	当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員			
法令による就業制限等にかかる休暇	感染症予防法第 18 条に基づく就業制限の対象となった教職員、検疫法第 16 条に基づく保留の対象となった教職員、その他法令に基づく国等からの外出自粛等の協力要請を受けた教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
就業の禁止にかかる休暇	伝染性の疾病にかかった又はその疑いがあるものとして就業を禁止された教職員	必要と認める期間又は時間	有給	